

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和6年5月29日	
山梨県知事 殿	
提出者	
住 所 東京都千代田区神田三崎町二丁目 5 番 3 号	
氏 名 鉄建建設株式会社 東京支店	
常務執行役員支店長 白井 稔久	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 03-3221-2291	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	鉄建建設株式会社東京支店
事業場の所在地	東京都千代田区神田三崎町二丁目 5 番 3 号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	D－建設業 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 33,536,00万円
③従業員数	293名 (東京支店 令和6年4月1日)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添 1 処理工程図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	（これまでに実施した取組） 「環境管理計画書」に則り以下の具体的な適正処置活動を推進した。 ①混合廃棄物の発生抑制 ②建設廃棄物のリサイクル率向上 ③建設汚泥リサイクル率向上		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 「環境管理計画書」に則り以下の具体的な適正処置活動を引き続き推進する。 ①混合廃棄物の発生抑制 ②建設廃棄物のリサイクル率向上 ③建設汚泥リサイクル率向上		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 作業所内は分別しやすいように整理し保管場所を定め、分別状況も所長以下職員全員で確認している。また啓蒙教育も随時実施中。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 前年度同様、分別に関する取組を継続し実施していく。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	自ら中間処理により減量した 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	①産廃処理委託契約書締結の際には、業者の許可、許可品目、登録車両、任意保険の有無、運搬経路、処理場の能力、処理場の確認を行った後に締結する。また、紙マニフェストの適切な発行及び電子マニフェストの対応可能な業者との契約を推奨し、当社管理システムによる還流状況のチェックを行っている。②優良認定業者を委託契約の際に推奨している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ①「環境管理計画書」に則り適正な取組を推進する。 ②電子マニフェストの導入を更に推進していく。③優良認定業者への委託を引き続き推奨していく。④可能な限り再生利用を促進する。		
※事務処理欄			

備考

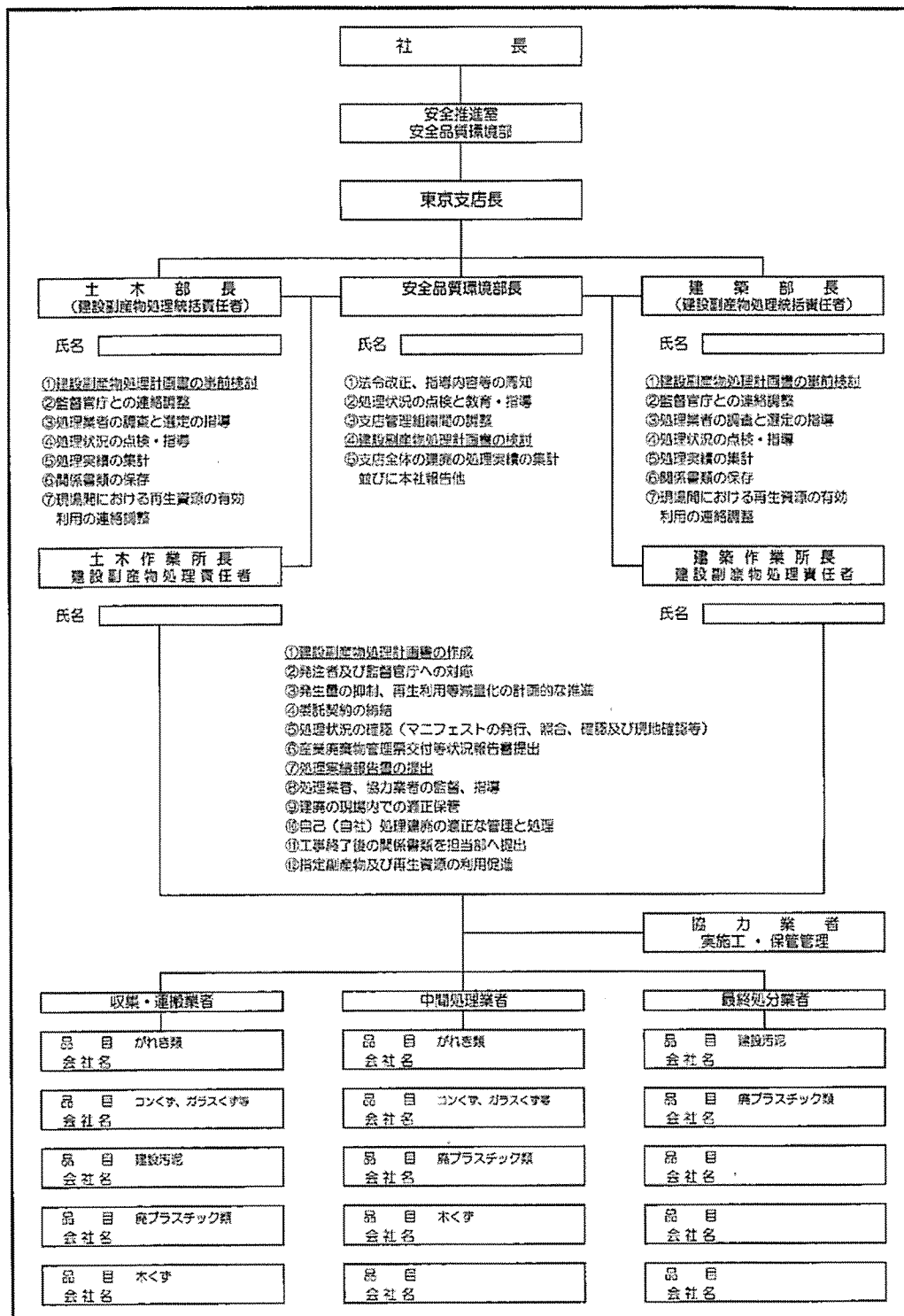
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添 1 処理工程図

コンクリート→破碎、アスファルトコンクリート→破碎、その他がれき類→破碎、
ガラス・陶磁器くず→破碎・埋立、廃プラスチック類→破碎・圧縮梱包、金属くず→破碎・切断、
混合廃棄物(安定型のみ)→選別・破碎・埋立、建設汚泥→天日乾燥・脱水・固形化、
紙くず→選別・圧縮・破碎、木くず→破碎、繊維くず→破碎・圧縮梱包、
廃石膏ボード→選別・破碎・広域認定、混合廃棄物(管理型含む)→選別・破碎・埋立、
石綿含有廃棄物→埋立、廃石綿→埋立 (可能な限り再生利用へ)

別添2 管理体制図

建設副産物管理組織表



(注) 再生資源利用については図中の下線部を再生資源利用促進又は再生資源利用と読み替える。

計画：今年度(令和6年度)計画量(目標)

[illegible]